

## 《 戦没者等のご遺族の皆さまへ 》

## 第十回特別弔慰金が支給されます

## ○ 特別弔慰金の趣旨

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

第十回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

## ○ 支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹  
※ 戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）  
※ 戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○ 支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

○ 請求期間 平成30年4月2日 まで  
(請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。)

○ 請求窓口 東通村税務住民課 住民グループ  
※ 請求手続きなど詳しくは、☎27-2111（内線162） までお問い合わせください。

**日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。**

同事業は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で亡くなられた戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。

費用は参加費として10万円で、5年を経過した方(平成21年以前参加者)は2回目の応募ができます。(終戦70周年記念洋上慰霊については、5年を経過していなくても応募が可能です。ただし、前回洋上慰霊参加者は応募できません。)日程及び申込みの詳細は次のところまでご連絡ください。

※日程等の詳細：日本遺族会事務局(03-3261-5521)

※申 込 先：(公・社)青森県遺族連合会(青森市中央3丁目20-30)

☎017-722-4819 までご連絡ください。

【実施地域】(広域地域) ①旧満州 ②旧ソ連 ③西部ニューギニア ④ボルネオ・マレー半島 ⑤マリアナ諸島 ⑥東部ニューギニア ⑦中国 ⑧トラック・パラオ諸島 ⑨ソロモン諸島 ⑩ミャンマー ⑪フィリピン⑫終戦70周年記念洋上慰霊  
(特定地域) ①マーシャル・ギルバート諸島